

## 告 示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和七年三月十四日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 佐 野 元 彦

#### 一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持ち込みをしてはならない。

#### 二 指示期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで